

# みみ・あんふぁんべべ 一時保育のしおり

【重要事項説明】

## 施設概要

事業者（設置者）	合同会社みみ・あんふぁん
事業者所在地	浜松市中区住吉 2 丁目 32-3
事業者連絡先	053-475-6380
代表者氏名	森田 サキコ
名称	みみ・あんふぁん ベベ
園長（管理者）	森田 隆司
住所	浜松市中区住吉 2 丁目 32-3
電話番号	053-475-6380
開園日	H29 年 4 月 3 日
運営形態	企業主導型保育事業 認可外保育園
対象年齢	0・1・2 歳児（生後 3 ヶ月～満 3 歳の年度末まで）
定員	月極めの枠に余裕がある場合のみの受入れ
休園日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）・園が必要と判断した日
開所時間	一時保育 8 時 00 分～17 時 00 分（延長はありません。）
料金	1 時間 500 円
施設の敷地	272.45 m <sup>2</sup>
園舎	鉄骨造 2 階建て 延べ 248.60 m <sup>2</sup>
保育室	2 階 39.09 m <sup>2</sup> （その他 47.13 m <sup>2</sup> ）

## 加入している保険の種類・保険内容・保険金額

種類：賠償責任保険・傷害保険

内容：死亡・後遺傷害保険金 5,000,000 円

金額：入院保険金額 日額 4,000 円

通院保険金額 日額 2,000 円

職員体制	園長	1 名
	保育士	3 名
	子育て支援員	2 名
	保育補助	2 名（子育て支援員取得予定）
	事務員	1 名
	栄養士	1 名
	調理員	1 名

## 保育理念

人として生きていくために必要な力を育むための援助を行うことを保育の基本と考える。

## 保育の基本方針

- ・子どもたちが主役として生活できる保育環境を提供します。
- ・「たべる」食べ物、食べることに関心を持ち、食べる楽しさを味わいます。
- ・「ふれあう」木のおもちゃや保育者、まわりの人とのふれあいを通じ、五感を育み、豊かな感情体験ができるような保育環境を提供します。
- ・「あそぶ」遊びは生きる力そのもの。遊びを通じ、楽しいと思える経験ができる保育環境を提供します。

## 保育の特徴

### 【乳児の保育】

園内にある木のおもちゃやパズル等で、五感を使いたっぷり親しんで遊び知育に繋げていきます。そして、子どもひとりひとりが温かく見守られながら、安心できる環境の中で、遊び・食事・休息を通じて集団生活を過ごします。

### 【幼児の保育】

一人一人の活動から集団の活動へ移行する中で、いろいろな遊びを通じて五感を育みます。集中して遊べる環境で、たくさん見立て遊びやごっこ遊び等をしながら想像力を養い、また、言葉や体を使って表現する楽しさを味わいながら、友達や仲間の存在を感じ大切にするこも覚えます。

やはり、一番は、子どもたちが一日安全に楽しく穏やかに過ごせる環境の提供です。

0・1・2歳児は、まだまだ自分の欲求をうまく伝えることはできません。

子どもたちが何を求めているのか？どうしたいのか？何を私たち保育者に伝えたいのか？

子どもたちひとりひとりにしっかりと向き合い寄り添った保育をします。

そして、0・1・2歳児は、遊びの中でいろいろなことを感じ学びます。

1歳半ころから付いてくるとされる想像力を養う上で、一番大切な遊びの環境をしっかりと考え作られた保育環境の中で、保育者と一緒に、思う存分遊びを楽しみます。

☆当園では、月極め園児も一時保育園児も同じと考えております。

## 1. 健康な保育園生活を送るために

### (1) 保健面で守っていただきたいこと

保育園は健康なお子様をお預かりする集団施設です。他のお子さんに病気をうつさないよう、体調の悪い時(発熱・下痢・嘔吐等)は健康を取り戻してから一時保育をご利用ください。

- ①薬はお預かりできません。実施状況が整っていませんので、慢性疾患(喘息等)の対応も出来ません。
- ②健康状態がいつもと違う時や薬を服用している場合は、登園時にお知らせ下さい。
- ③検温:登園したら、玄関にてまず朝の検温をし、登園チェックシートへの記入をお願いします。

### (2) 園において嘔吐や下痢で洋服等汚れた場合は、園では病的なものかどうかの判断がつかないため、感染予防の意味でも、すべてそのままお持ち帰りをいただきます。

### (4) 一時保育お預かり可能なめやす

- ★一時保育当日の熱が 37.5℃以下
- ★前日 38℃を超える熱が出ていない。
- ★解熱剤、吐き気止め、下痢止めを前日や当日に使用していない。
- ★いつも通りの食事をしても吐かない、いつも通りの便が出る。
- ★今までになかった発疹や目やに、目の充血等が見られない。
- ※何かしら薬を服用中の場合は、登園時に口頭でもメモでも構いませんのでお知らせください。

園では、以上のめやすをクリアしていることが、お子さんが園で楽しく過ごすために必要なことと考えています。

保護者のみなさんも、登園前に必ず以上の内容をクリアしているかを確認いただいて登園をお願いします。

## 2. 登降園について

- (1) 予約の時間に登園してください。
- (2) 何かの事情で遅れてしまう場合には、園に連絡をお願いします。また、登園時と違う方がお迎えの場合は、万が一のこともありますので、必ず事前にお知らせください。
- (3) 登園と降園は必ず保護者が付き添い、職員に引渡しの際に確認をして下さい。
- (4) 終日施設しています。
- (5) 一時保育が可能な時間は、最大で 17:00 までです。延長もありません。17:00 に遅れないようにお迎えをお願いします。

## 3. 食事について

- (1) 食物アレルギー等、対応が難しいため、お弁当を持参してください。  
おやつも同様とします。
- (2) 母乳は衛生管理の問題から、お持ち込み頂けませんのでご了承ください。

## 4. 持ち物について

- (1) 持ち物については、すべて記入をお願いします。
- (2) 保育園に必要なものは、思わぬ事故やトラブルの原因になりますので、持ち込まないようにお願いします。(お気に入りのおもちゃ等)

## ☆利用当日の持ち物

<<全ての持ち物に名前をご記入下さい>>

- ・利用申込書等必要書類一式
- ・着替え2組(肌着含む)(例)肌着・Tシャツ・ズボン
- ・紙おむつおよびお尻拭きは、使用する数をお持ちください。
- ・使用済み紙おむつや着替え済みの洋服をいれるためのビニール袋(レジ袋) 2~3枚
- ・敷1枚(おおよそ70cm x 130cmくらいのもの) 掛け1枚(タオルケットもしくは大きめのバスタオル)  
必要があればおねしょシート
- ・食事用エプロン1枚 ・お口拭きタオル2枚 ・手拭きタオル1枚 ・お弁当(アレルギー対応等  
難しいためご持参ください。)
- ・スプーン、フォーク
- ・おやつを食べる時間帯にお預かり予定のお子さんは、おやつをご持参ください。(アレルギー等対応が難しいためご持参をお願いします。)

### ※ミルクを飲んでいるお子さん

- ・哺乳瓶(利用回数分プラス余分に2本くらい) ←こちらで消毒をして使用することはできません。
- ・粉ミルク(飲む分量) 使用済みの哺乳瓶を入れるためのビニール袋も併せてお願いします。

※離乳食を食べているお子さんで、3回食が始まっている場合は、必要でしたら離乳食1食分(昼用)お持ちください。

※散歩時は、登園の際に着てきた上着を着用させていただきます。

※夏場は、散歩に代わりプール遊びとなります。(10:00~約1時間ほど) プール遊びが可能なお子さんは、水着とフェイスタオル1枚およびビニール袋を1枚余分に持参してください。

☆保育に必要な荷物以外は、すべていったんお持ち帰りいただきます。(例:ベビーカー、雨具、お気に入りの玩具等 ← 紛失・破損等責任を負えませんので、ご理解ご協力をお願いします。)

## 5. 園で具合が悪くなったとき

(1) 保育中に具合が悪くなった時は電話連絡します。

- ①発熱
- ②感染症の疑いがあるとき
- ③嘔吐・下痢の回数が多いとき
- ④蕁麻疹・歯痛・腹痛等

(2) 発熱時の対応について

発熱時、原則37.5℃以上の発熱でお迎えの連絡を入れます。

お預かりしている間は、必ず連絡がつくようにしておいてください。

## 6. 安全対策

「子どもがケガなく大きく育てて欲しい」、これは保護者と保育者の共通の願いです。しかし、お子さんが日々生活し育っていくうえで、小さなケガもなく、というわけにはいきません。小さなケガを経験しながら大きなケガにならない身のこなしや遊び方を学んでいけるようにしたいと思います。

- (1) 日々の安全対策としては、園内、散歩経路、公園等の危険箇所を定期的に点検し対策を講じます。
- (2) 防犯対策として、終日玄関を施錠しています。
- (3) 非常災害対策として、下記実施しています。

防火管理者: 森田サキコ

消防計画届出年月日: 2015年10月1日

避難訓練: 毎月15日に実施(15日が休園日の場合は、翌開園日)

防災設備: 消火器・誘導灯・排煙窓・避難経路非常口確保

避難場所: 城北小学校(有事の際の園児引き渡し場所となります。)

## 7. 虐待防止の取組みについて

- (1) 当園では、すべての職員が、園児に対する虐待を疑われる行為は一切いたしません。万が一発見発覚した場合は、懲戒解雇等然るべき措置を取ります。
- (2) すべての職員に於いて、虐待防止の研修等を行い、虐待防止に取り組めます。
- (3) 万が一、家庭や園外において、園児に対する虐待を発見もしくは疑うようなことが起きた場合には、一時保育においても、直ちに中区社会福祉課および家庭児童相談所へ通報をいたします。